

住宅リフォーム(一般・子育て・三世同居)・富士ヒノキの家

宮クーポン取扱加盟店募集

平成 28 年度の宮クーポン取扱加盟店を下記の通り募集しています。

募集対象	富士宮市内に所在する事業所（店舗）で商業又はサービス業の方。 但し、建設業、金融業・風俗業の他、公序良俗に反する事業を除きます。
募集開始	4月1日以降、随時受付いたします。 但し6月10日までに登録された取扱加盟店は、申請者に配布する登録店加盟店一覧表に掲載されますが、以降は当所ホームページへの掲載のみとなります。
登録方法	申込書に必要事項をご記入の上、富士宮商工会議所、芝川商工会へご持参又は FAX してください。(登録要項・申込書は当所ホームページ参照)
登録種類	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模事業者：本社・本店が富士宮市外にあり、小売店舗面積 1,000 m²超の事業者 (大規模事業者は「全店共通券」のみの利用となります)・ 中小事業者：上記以外
利用期間	平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日
換金期間	平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日（必着） 平日 9：00～16：00（土・日・祝日・年末年始休業を除く）
換金方法	富士宮商工会議所に使用済みクーポン券をお持ちください。裏面に加盟店名明記（横判可） ご指定の口座にお振込みいたします。 (振込手数料及び事務手数料はいただきません)
注意事項	昨年度実施したスーパープレミアム宮クーポン事業は、28 年度は実施いたしません。
お問い合わせ	富士宮商工会議所 電話：26-3101・FAX：26-0303



©富士宮市さくやちゃん

取 扱 加 盟 店 登 録 要 項

平成28年4月
富士宮商工会議所

1. 『住宅リフォーム』『富士ヒノキの家』の概要について

- (1) 目 的 市民が実施する住宅リフォーム工事及び富士ヒノキの家に際して、富士宮市内だけで利用できる金券（以下「宮クーポン」と呼ぶ）を施工依頼者である富士宮市民に交付することで、市内消費の活性化を図る。
- (2) 実施団体 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- (3) 交付総額 3,460万円
- (4) 交付場所 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- (5) クーポン種類 全店共通券と中小事業者専用券の2種類。

2. 取扱加盟店募集・登録について

- (1) 募集対象 富士宮市内に所在する事業所（店舗）で商業又はサービス業の方。但し、**建設業**、金融業、風俗業の他、公序良俗に反する事業を除く。
※ 富士宮商工会議所会員・非会員の区別はありません。
- (2) 募集開始 平成28年4月1日以降随時受付
- (3) 登録方法 登録申込書は、富士宮商工会議所ホームページにてダウンロードする（<http://www.fujinomiya-cci.or.jp/>）か、または富士宮商工会議所及び芝川商工会で配布します。
申込書に必要事項を記入の上、富士宮商工会議所及び芝川商工会へご持参又はFAX（26-0303）してください。
- (4) 登録種類 ①大規模事業者：本社・本店が富士宮市外にあり小売店舗面積1,000㎡超の事業者
②中小事業者：上記以外の店
※コンビニエンスストア等の個人フランチャイジーは、中小事業者とみなします。

3. 取扱加盟店の掲示及び周知について

- (1) ポスター等配布 取扱加盟店ポスターと宮クーポン見本を郵送しますので、各取扱店店頭には必ず掲示してください。
掲示期間は、平成29年1月31日までです。
※万が一破れ・破損が発生した場合、商工会議所までお問い合わせください。

- (2) 周知方法 6月10日までにご登録いただいた加盟店については、『登録加盟店一覧表』に掲載するとともに、宮クーポン利用者に配布します。
- また、ご登録いただいた加盟店については、商工会議所ホームページの『登録加盟店一覧』で掲載いたします。

4. 『宮クーポン』の利用について

- (1) 利用期間 平成28年8月1日～平成29年1月31日
- (2) 注意事項
- 宮クーポンには通し番号が入っています。この部分は破ったり、捨てたりしないようご注意ください。
 - 宮クーポンに「全店共通券」又は「中小事業者専用券」の記載があるので、確認の上受理してください。
大規模事業者は「全店共通券」のみの取扱いとなります。
 - 宮クーポンの利用に係る釣銭はありません。
 - 宮クーポンの両替・交換・譲渡・売買のほか有価証券、前払式支払手段（切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等）、たばこ（たばこ事業法による）・宝くじの購入ならびに税金、公共料金の支払、そして二次利用及び業者間の決済手段としての利用（本事業の趣旨に反するため）はできません。
 - 裏面「取扱店記入欄」は、利用済みの確認となる関係上、必ず加盟店名を明記（横判でも可）してください。
 - 平成29年2月1日より宮クーポンは商品券としての価値を失効していますので、受理しないでください。

5. 『宮クーポン』の換金方法について

- (1) 受付期間 平成28年8月1日～平成29年2月28日
平日の9:00～16:00（土・日・祝日・年末年始休業除く）
※円滑な手続きのために、受付時間厳守にご協力ください。
- (2) 換金方法
- 商工会議所窓口に宮クーポンをお持ちください。その際、枚数・裏面の店舗名押印を確認してください。
 - 窓口で換金請求書に取扱加盟店名（加盟店番号が必要）及び換金者氏名をご記入いただきます。
※ 持参者の認印を必ずお持ちください。
※ ご指定の口座にお振込みいたします。なお、振込時の振込手数料及び事務手数料はいただきません。
- (3) 注意事項
- ・裏面「取扱店記入欄」に加盟店名の押印がない宮クーポンについては、換金対象となりませんので、忘れずに押印ください。
 - ・平成29年3月1日以降は換金できません。ご注意ください。

お知らせ

昨年度実施したスーパープレミアム宮クーポン事業は、28年度は実施いたしません。

H28年度住宅リフォーム 宮クーポン事業 取扱加盟店登録申込書

※申込は随時（ただし、6月10日到着分までが加盟店一覧表（印刷物）に掲載されます）

■事業所登録（空欄をご記入ください）

フリガナ				㊟
事業所名				
住所	〒 -			
電話番号	() -	FAX番号	() -	
必要枚数	1店舗につきポスター1枚、商品券見本1枚配布します。 2枚以上必要な場合は、必要枚数をご記入下さい。ポスター 枚、宮クーポン見本 枚			

■店舗登録（申込書1枚につき1店舗のご記入をお願いいたします。）

フリガナ				加盟店No.
店舗名				
住所	〒 -			
電話番号	() -	業種No. (下記より番号を一つ記入)		
登録別	<input type="radio"/>	大規模事業者（本社・本店が富士宮市外にあり 小売店舗面積1,000㎡超の事業者）	<input type="radio"/>	中小事業者（左記以外）

※業種No.

業種No.	1	ファッション（衣料品・靴・鞆等）	2	家電・TV・パソコン	3	食料品・飲料・お酒
	4	インテリア・生活雑貨・寝具	5	スポーツ・アウトドア	6	美容・健康・薬局
	7	ペット・花・DIY	8	本・音楽・玩具	9	飲食店・居酒屋
	10	時計・宝飾・眼鏡・カメラ	11	車両・燃料	12	文具・事務機・スチール家具
	13	その他				

■換金額振込先

銀行 信用金庫 農協				支店	口座種別	1. 普通 2. 当座				
金融機関コード				支店コード		口座番号				
フリガナ										
口座名義										

新規加盟店は、申込書が届き次第 No.を記入して、事業所あてFAXにてお知らせいたします。なお、換金の際、加盟店No.が必要となります。この申込書は大切に保管して、換金の際は必ずお持ちください。

【送付先】 富士宮商工会議所

FAX : 0544-26-0303

TEL : 0544-26-3101

※	総務	入力	
商工会議所			
入力欄			